

令和8年度和歌山平野農地防災事業工事発生材売払仕様書（その1）

第1章 総則

この仕様書は、令和8年度和歌山平野農地防災事業工事発生材売払（その1）に適用する。

第2章 場所

工事発生材の保管場所並びに引渡場所は、和歌山県和歌山市

第3章 数量

売り払いを行う工事発生材数量は、別紙数量表に示すとおりである。

数量は発生時の設計数量であり、解体に伴うロスも見込まれるため、数量については各応札者において現地を十分確認のうえ見積もるものとする。

第4章 引渡

引渡状態は、集積済み物件となる。

なお、引渡には、工事発生材の当て木及びシート等を含むものとする。

第5章 進入・搬出の道路

引渡場所への進入および搬出の際は、一般車両との事故防止に努めるとともに、一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意しなければならない。

第6章 第三者に対する措置

搬出作業の際には振動及び騒音の発生に十分な注意を払い、事故などがないように行うものとする。

なお、住民から苦情等が寄せられた場合は、速やかに監督職員に連絡するとともに買受人が対応するものとする。既設構造物及び第三者に損傷を与えた場合は、買受人の責任で処理するものとする。

第7章 その他

物件について、積み込み等が困難な場合においては、買受人により対応（ガス切断等）しなければならない。

搬出作業の終了後は、監督職員立会のもと使用した集積場を返還するものとし、踏荒等が著しい場合には、買受人の責任において処理するものとする。

第8章 環境配慮のチェック・要件化

受注者は、役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

- ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。
- イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。
- ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。
- エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。
- オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。
- カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。